

感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金

募 集 要 項

○応募受付期間 令和4年2月10日（木）
～ 令和4年4月12日（火）17時迄

○応募書類の提出先 長崎県福祉保健部 長寿社会課
介護人材確保推進班
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL 095(895)2440/FAX 095(895)2576

○応募書類の提出方法 郵送

※募集要項は、下記のホームページからダウンロードできますので、
ご利用ください。（長崎県 福祉保健部 長寿社会課ホームページ）

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/537939.html>

長崎県福祉保健部 長寿社会課

1. 事業の目的

介護施設の職員や利用者間の接触の機会を減らし、新型コロナウイルス等の感染症を防止するため、介護施設の介護ロボット等の導入を促進します。

2. 補助対象者

次の(1)から(3)の要件を全て満たす長崎県内の介護事業所が補助対象者です。
なお、複数の介護事業所を運営する法人については、各事業所の事業計画書を法人で取りまとめてから提出してください。

(1) 介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所であること。ただし、次のサービスは除きます。

(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、
(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売

(2) 県や他事業所から要請があれば、見学等を受け入れ、導入事例を県のホームページ等で公表することに同意できる事業所。

(3) N-CHAT、又は、これと同等とみなせる、職員・利用者の日々の健康状態を入力し、管理することができるシステムを導入し、活用する事業所であること。

・ N-CHAT…新型コロナウイルスによるクラスターの発生防止のため、県内の企業や福祉施設などを対象に県が無償提供している健康管理アプリ。

・ 同等とみなせるシステムを導入・活用している場合、システムのカatalogなどの概要が分かる資料と、活用状況が分かる資料を添付し、証明すること。

3. 補助率及び補助額

| | |
|-------|--------------|
| 補助率 | 4分の3 |
| 補助上限額 | 1事業所あたり300万円 |

※千円未満の端数は切捨

4. 事業実施期間

補助内示後から令和5年1月31日(火)まで

※上記の期間中に、介護ロボット・ICTの導入から導入業者への支払までを完了する必要があります。

5. 補助対象経費

<介護ロボット>

| | | |
|------------------|---|-------------------|
| 補助対象 | ① 移乗支援（装着型・非装着型）、②移動支援、③排泄支援 ④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援のいずれかで使用され、 <u>介護従事者の負担軽減効果があり、職員や利用者間の接触機会の低減につながる介護ロボット</u> | |
| | 次のいずれかの要件を満たす介護ロボット ・ロボット技術（①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット）を活用し、従来の機器ができなかった優位性を発揮するもの ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成29年度までは「ロボット介護機器開発・導入促進事業」）において採択されたもの | |
| | 販売価格が公表され、一般に購入できる状態の介護ロボット | |
| 介護ロボット補助額 | ①移乗支援、⑤入浴支援 | 1 機器あたりの上限 100 万円 |
| | 上記以外 | 1 機器あたりの上限 30 万円 |
| | ※複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットは、最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする | |
| 見守り機器導入に伴う通信環境整備 | ・見守り機器を効果的に活用するために必要な Wi-Fi 通信環境の整備に必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備に必要な有線 LAN 工事含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など） ・本事業の見守り機器導入に伴う通信環境整備が対象 | |
| | 介護ロボット補助額と合わせた上限額：300 万円 | |
| 補助上限台数 | 1 事業所につき、県が必要と認める台数 | |

<ICT>

| | |
|------|---|
| 補助対象 | 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフト、又は、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みの介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となるもの ※本事業により ICT を導入した事業所においては、科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集に協力すること |
| | 対象経費は次のアからエまでとする ア 上記の要件を満たすソフトウェア（標準仕様や LIFE 対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外） イ タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア ウ ネットワーク機器の購入・設置（Wi-Fi 環境を整備するために |

| | | | |
|-------|--|------------|-------|
| | 必要な機器の購入・設置のための費用) エ クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、 セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に 応じた場合の経費等 | | |
| 補助上限額 | 事業所規模に応じて上限設定 | 職員 1人～10人 | 50万円 |
| | | 職員 11人～20人 | 80万円 |
| | | 職員 21人～30人 | 100万円 |
| | | 職員 31人～ | 130万円 |

6. 補助対象外経費

次の費用は補助対象外です。

- （1）補助金内示の前に購入、リース又はレンタル契約を締結したもの
- （2）他の補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの
- （3）補助金の事業実施期間内に当該介護ロボット・ICTの納品や支払いが完了しないもの
- （4）補助金の事業実施期間以降の購入、リース又はレンタルに要する費用
- （5）保守、サポート、セキュリティ対策等の補助金の事業実施期間以降に継続して発生する費用のうち当該翌年度以降相当分
- （6）介護ロボット・ICTのメンテナンスに要する費用
- （7）インターネット回線使用料等の通信費
- （8）保険料
- （9）事業所等において、専らその位置を変更せず使用するパソコン及びプリンターの購入、リース又はレンタルに要する費用
- （10）その他当該事業として適当と認められない費用

7. 事業計画の提出について

本補助金の活用を希望する場合は、以下の書類を以下の期限までに長崎県長寿社会課介護人材確保推進班へ郵送にて提出（必着）してください。

なお、提出後は、提出書類の差替えは原則受け付けませんのでご注意ください。

<事業計画提出期限>

令和4年4月12日（火）17時締切

※封筒余白に「介護ロボット等事業計画」と朱書きしてください。

<提出書類>

- （1）経費所要額調（様式第1-1号）
- （2）事業計画書（様式第1-2号）
- （3）導入する介護ロボット・ICTのカタログ等、機器の名称・機能がわかる書類、及び、通信環境整備の内容がわかる書類（図面等）
- （4）ICT導入の場合は、勤務形態一覧表（参考様式1）（常勤換算の人数を記入したもの）
- （5）見積書の写し

(6) 介護保険法により介護サービス事業者又は介護保険施設として指定又は許可を受けたことを証する書類の写し(有効期限のもの)

(7) その他参考となる書類

※N-CHAT と同等とみなせるシステムを導入・活用している場合、システムのカatalogなどの概要が分かる資料と、活用状況が分かる資料が必要

<提出部数>

1部

※ 書類は原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所クリップ留めしてください。
(ホッチキス留めは不可)

※ ご提出いただいた書類は、原則返却いたしません。

8. 様式のダウンロードについて

本募集要項は県ホームページに掲載しており、必要な様式等もダウンロードできますのでご参照ください。

◆県 HP トップ>分類で探す>福祉・保健>高齢者・介護保険>介護人材確保の取組の情報>介護ロボット・ICT 普及促進事業>【新規募集】感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金

URL : <https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/537939.html>

長崎県 介護ロボット 補助金 新規募集 **検索**

9. 審査について

提出された事業計画は、外部の専門家等で構成する審査会において、以下の項目に基づき審査を行います。(審査項目を必ず満たす必要はありませんが、多くの項目を満たす事業所等を優先的に採択します。)

なお、審査結果は、令和4年5月頃に文書で通知する予定です。

※通知時期は予定であり、変更となる可能性があります。

<審査項目>

| 審査項目 | 主な評価内容 |
|------------------|---|
| (1) 事業計画の採択実績の有無 | ①R2年度以降に、本県の介護ロボット・ICTに関する補助金の交付を受けていない事業所であるか。 |
| (2) 長崎県介護事業所認証評価 | ②令和3年度に長崎県介護事業所認証評価制度の認証を受けた事業所か。 |
| (3) 事業の体制 | ①入所系施設のうち、以下の介護サービス種別に該当するか。 ◆認知症対応型共同生活介護 ◆(看護)小規模多機能型居宅介護 |

| | |
|--------------|--|
| | <p>◆特定施設入居者生活介護</p> <p>②介護ロボット・ICT の活用を進めるための体制が整備されているか。</p> <p>③導入後に、業務で支障なく活用できるよう、実際に機器を使用する職員を対象とした研修等を開催するか。</p> |
| (4) 事業の効果 | <p>①事業所が抱える課題に対応した効果的な事業計画となっているか。</p> <p>②効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業計画となっているか。</p> |
| (5) 導入機器の有効性 | <p>①見守り機器又はICTを導入する計画か。</p> <p>②機器を効果的に活用する計画か。</p> <p><機器ごとの評価方法></p> <p>※複数の機種がある場合には、最も事業費が大きなものについて評価を行う</p> <p>◆見守り支援：定員に対する導入率が高い計画を評価</p> <p>◆移乗支援・移動支援・入浴支援： 介助者の人数を減らす計画を評価</p> <p>◆排泄支援：利用者との接触時間を減らす計画を評価</p> <p>◆コミュニケーション： レクリエーションの従事人数を減らす計画、又は大声を出さずに（飛沫の拡散を防ぎながら）利用者とのコミュニケーションを図る計画を評価</p> <p>◆ICT：記録時間を減らす計画を評価</p> <p>③介護ロボットやICTの更新・追加ではなく、新規に機器を導入する計画か。</p> |

<評価にあたっての視点・考え方>

| 評価内容 | 視点・考え方 |
|-------|---|
| (1) ① | <p>R2年度以降の本県の介護ロボット・ICTに関する補助金とは、以下の補助金を指します。</p> <p>◆令和2年度長崎県介護ロボット・ICT普及促進事業補助金</p> <p>◆感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金</p> <p>◆感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金（令和2年度経済対策補正予算の繰越）</p> |
| (3) ① | <p>特に、入所系施設のうち介護ロボット・ICTの導入が進んでいない、規模</p> |

| | |
|-------|--|
| | が比較的小さい介護サービス事業所での導入促進を図ってまいります。 |
| (3) ② | 事業所内で、介護ロボット・ICTの活用を進めるための担当者を選任し、活用や効果の検証を行う検討会（既存の会議の活用でも可）を実施予定か確認します。 |
| (3) ③ | 業務において支障なく介護ロボット・ICT機器を活用できるよう、実際に機器を使用する職員に対する研修等を開催するか確認します（導入業者による研修を活用しても可）。 |
| (4) ① | 「夜勤者の精神的な負担が大きい」「利用者との接触機会が多く、感染リスクがある」などの課題に対し、端末等で入居者の状態を確認できる見守り支援機器を導入・活用する事業計画や、「手書きでの記録に時間を要している」「限られた職員数で業務を行う必要がある」などの課題に対し、ICTを導入・活用する事業計画など、事業所が抱える具体的な課題に対し、効果的な機器を導入・活用する事業計画を評価します。 |
| (4) ② | 見守り支援機器の場合、具体的な数値目標の例としては、「夜間の定期訪室回数 ●回→▲回」といったものを想定しています。 しかしながら、施設利用者の安全確保上望ましくない目標（「夜間の定期訪室回数ゼロ」など）や機器の性能上達成不可能な目標（介助人数の減少が想定できない機器での「介助人数2人→1人」など）等は評価しません。 |
| (5) ① | 感染症対策及び職員の業務負担軽減に効果の高いと考える「見守り支援機器」及び「ICT」の導入を特に高く評価します。 |
| (5) ② | 機器ごとの評価方法に基づいて、感染症対策及び業務負担軽減に効果が高い活用方法であり、機器を効果的に活用する計画を高く評価します。 |

10. 内示後の手続きについて

<手続きの流れ>

| 申請者 | 長崎県 |
|--|-----------------|
| (1) 事業計画書提出 | (2) 審査 |
| (4) 交付申請 | (3) 内示 |
| 事業が完了後 (6) 実績報告 | (5) 交付決定 |
| — | (7) 検査（原則、書面のみ） |
| (9) 請求書の提出 | (8) 交付額の確定 |
| 消費税に係る仕入れ控除税額が確定後 (11) 消費税に係る仕入れ控除税額報告書提出 | (10) 補助金の交付 |
| 導入年度の翌年度10月末までに (12) 導入効果報告書提出 | — |

■内示を受けた後、事業実施が可能となります。

- 原則として、内示を受けた機器やその台数は変更できません。
- 発注に際しては、県が行う契約手続きの取り扱いに準拠する必要があります。
- 内示通知に記載した期日までに、補助金交付申請書を提出する必要があります。
(見積書や機器のカタログ等の添付書類も再度ご提出ください。)
- 事業の完了した日から30日を経過した日又は、令和5年2月28日(火)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。(期限内に提出がない場合、補助金のお支払いができません。)
- 県が交付額を確定し、適正な請求書が提出された後に、補助金を支払います。
- 事業が完了し、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合、消費税に係る仕入控除税額報告書を提出する必要があります。
- 機器の導入から6カ月経過後、令和5年10月31日(火)までに導入効果報告書を提出する必要があります。

11. よくあるお問い合わせ

感染症対策に資する介護ロボット等導入支援事業補助金に関してよくあるお問い合わせを紹介します。

| | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|---------------------------------|---|
| (1) | 介護ロボットの補助額には、消費税及び地方消費税は含まれるか？ | 本補助金は、導入経費の消費税及び地方消費税額を含めた金額が補助額となります。 |
| (2) | どのような機器を導入すればよいか分からない。 | 機器の選定に当たっては、「 九州介護ロボット開発・実証・普及促進センター 」に相談できますので、ぜひご利用ください。 九州 介護ロボット 相談 <input type="button" value="検索"/> |
| (3) | どのように機器の導入を進めればよいか分からない。 | 長崎県で、実際の導入事例を基に作成した「 介護ロボット・ICT導入プロセス・効果検証マニュアル 」を作成し、ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。 長崎県 介護ロボット 導入 検討 <input type="button" value="検索"/> また、機器の導入の進め方についても、(2)に掲載の「 九州介護ロボット開発・実証・普及促進センター 」に相談できますので、ぜひご利用ください。 |
| (4) | この機器(特定の介護ロボット・ICT)は、補助の対象となるか？ | 特定の機器が補助の対象に含まれるかどうかといった回答は行っておりません。 事業計画の審査では、機種だけでなく、機器の |

| | | |
|------|--|---|
| | | 活用方法を踏まえて審査をしております。 (審査内容については、 9. 審査について をご参照ください。) |
| (5) | これから介護事業所を開設しようとしているが、開設予定の事業所であっても補助金の申請は可能か？ | 補助対象の事業所は、介護保険法に基づく指定又は許可を受けている介護事業所となっています。 (2. 補助対象者 (1) をご参照ください。) |
| (6) | 申請前に事業計画の記載内容を確認してもらえないか？ | 事業計画は、提出後に審査するため、事前確認は行っておりません。 また、事業計画の差替えは、原則できませんので、各事業所においてしっかりとご検討ください。 なお、提出いただいた事業計画書のみで審査するため、記載誤り等がないか、意図等を伝えることができる内容かなどを、提出前にご確認ください。 |
| (7) | 法人内の複数の事業所で介護ロボット・ICTの導入を検討しているが、事業計画を提出する場合、1つの事業計画で複数事業所分の申請を行うことは可能か？ | 事業計画は、事業所ごとに作成していただく必要があります。ただ、提出の際には、法人内で各事業計画をとりまとめ、計画ごとにクリップ留めしてからご提出ください。 |
| (8) | 職員の健康状態について、N-CHATではなく、EXCELの表で管理しているが、補助対象者となるか？ | N-CHATと同様の項目を管理し、各職員が入力された内容を容易に確認できる運用をしていれば、N-CHATと同等とみなします。 EXCELの表の印刷物と、入力や職員の確認の仕方などの運用方法を簡単に記載したもの(様式任意)を添付し、証明してください。 なお、提出資料の不足等により、N-CHATと同等かが判断できない場合には、補助対象者の要件を満たしていないと判断します。 |
| (9) | 複数の事業計画を提出する場合、添付する見積書は、全事業所の機器を1つの見積書にまとめてよいか？ | 事業計画ごとに見積書の添付が必要なため、見積書は事業所ごとに作成してもらってください。 |
| (10) | 導入業者から聴取した見積書に補助対象外の経費が計上されているが、そのまま提 | 原則として、補助対象経費のみを見積書に記載するよう、導入業者と調整してください。 |

| | | |
|------|---|--|
| | 出してよいか？ | |
| (11) | ICTを導入する事業計画書に記載する常勤換算の職員数には、清掃や調理の職員まで含めて算出するのか？ | 常勤換算の職員数には、業務においてICTを活用予定の職員について算出してください。 |
| (12) | 様式1-2の担当者は、複数名記載してよいか？ | 当課からの問合せ対応等は、ご担当者お一人にご対応いただきたいので、1名のみご記入ください。 |
| (13) | 内示を受けた後に交付申請時、見積書の内容に変更がない場合には、見積書の提出を省略してよいか？ | 省略することはできません。 なお、見積書だけでなく、機器のカタログ等の添付書類も省略せずにご提出ください。 |
| (14) | 事業完了後30日以内に実績報告とあるが、事業完了日は、機器の導入日と捉えてよいか？ | 事業完了日は、機器の導入が完了し、導入業者への支払を完了した日（領収日）となります。 |
| (15) | 免税事業者であるが、消費税に係る仕入控除税額報告書を提出する必要があるのか？ | 課税・免税事業者を問わず、全事業者が報告する必要があります。 |

<参考>

介護ロボットやICTの導入・活用に参考となる情報を、県ホームページ『[介護ロボット・ICTの導入・活用を検討されている介護事業所のみなさまへ](#)』に掲載しています。

長崎県 介護ロボット 導入 検討

検索

◆県HP ホーム > 分類で探す > 福祉・保健 > 高齢者・介護保険 > 介護人材確保の取組の情報 > 介護ロボット・ICT普及促進事業 > 介護ロボット・ICTの導入・活用を検討されている介護事業所のみなさまへ

【お問い合わせ先】

長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班（担当：宮崎、岩下）
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL：095-895-2440 FAX:095-895-2576
E-mail：kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp